

令和元年5月24日
札幌管区気象台

大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、高潮警報・注意報の 発表基準の変更について

令和元年5月29日から、大雨警報・注意報及び洪水警報・注意報、高潮警報・注意報の発表基準を変更し、より適切なタイミングで必要な市町村に該当の警報・注意報を発表できるようになります。

近年の災害発生状況や、大雨警報等の基準を設定している地域メッシュ（約1 km 四方）に割り当てる市町村の見直し等を踏まえ、大雨警報・注意報及び洪水警報・注意報、高潮警報・注意報の発表基準を変更します。

この基準変更で、より適切なタイミングで必要な市町村に警報・注意報を発表することが可能となり、市町村における各段階に応じた防災対応をよりの確に支援できるよう改善されます。

なお、基準変更日時等は下記のとおりです。

記

1 基準変更日時

令和元年5月29日 13時

2 基準変更範囲

北海道内の市町村

（奥尻町、古平町、南幌町、妹背牛町、秩父別町、東神楽町、剣淵町を除く）

※ 基準変更日に合わせて気象庁ホームページに更新した警報・注意報発表基準一覧表を掲載します。

北海道の警報・注意報発表基準一覧表：別紙のとおり

問合せ先：気象防災部予報課 防災気象官 青山
電話 011-611-6124（内線435）

北海道の警報・注意報発表基準一覧表

宗谷地方 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki jun/wakkanai.html
上川・留萌地方 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki jun/asahikawa.html
石狩・空知・後志地方 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki jun/sapporo.html
網走・北見・紋別地方 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki jun/abashiri.html
釧路・根室・十勝地方 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki jun/kushiro.html
胆振・日高地方 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki jun/muroran.html
渡島・檜山地方 https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki jun/hakodate.html

※ 警報・注意報発表基準一覧表は基準変更日（令和元年5月29日）に更新します。